資料9

国立公文書館における「時の経過」の運用について

平成24年8月9日

独立行政法人国立公文書館

国立公文書館における利用審査の基本方針

- 1. 利用制限情報の該当性は、利用決定時に判断
- 2. 時の経過を考慮 個人や法人の権利利益、公共の利益を害するおそれ の蓋然性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に より低下
- 3.30年原則(時の経過)を踏まえた公開
- 4. 利用制限するべき情報は必要最小限
- 5. 移管元機関の意見を参酌 当該機関の意見を尊重するが、国立公文書館長が 最終判断

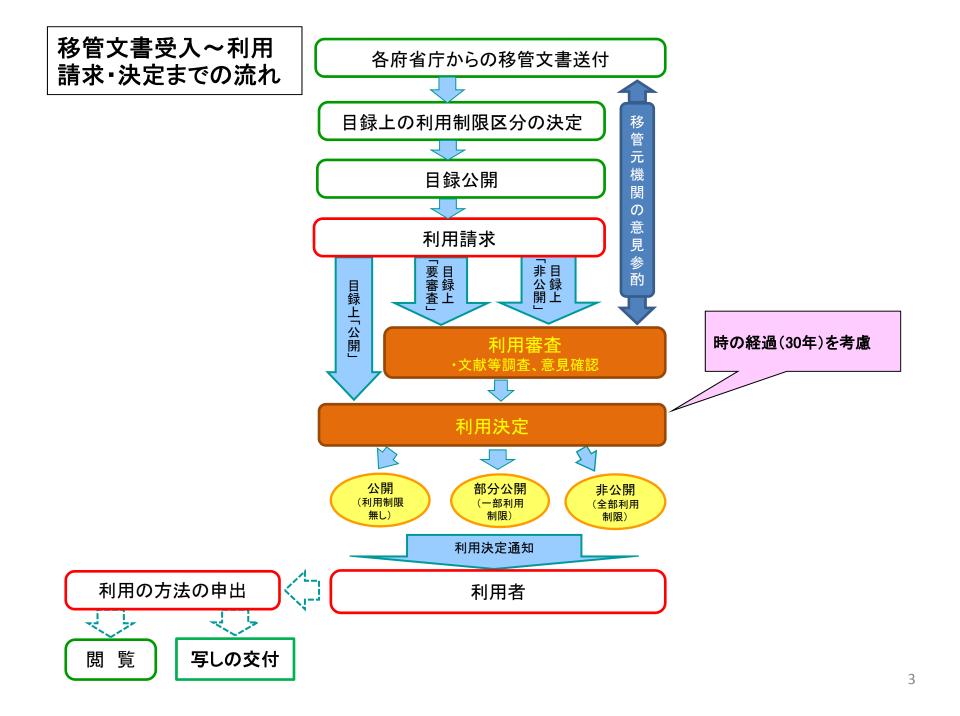
独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分 に係る審査基準(平成23年4月1日館長決定)(抄)

(別添参考)30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

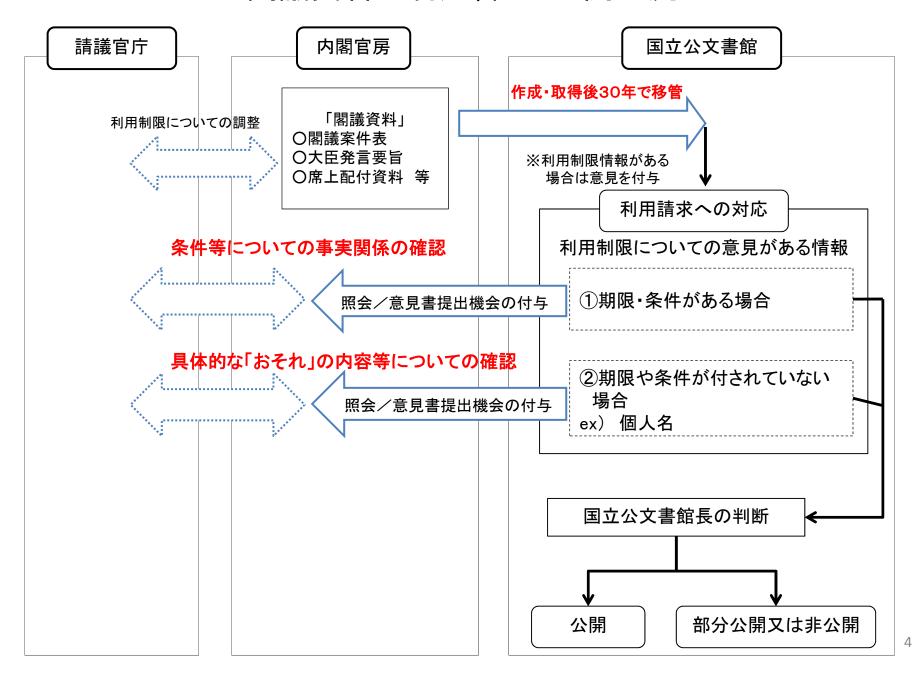
特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間(目安)	該当する可能性のある情報の類型の例(参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公に することにより、当該個人の権利利益を害するおそれ があると認められるもの	50年	イ学歴又は職歴 ロ財産又は所得 ハ採用、選考又は任免 ニ勤務評定又は服務 ホ人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ国籍、人種又は民族 ロ家族、親族又は婚姻 ハ信仰 ニ思想 ホ伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 へ刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報 を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権 利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年 を超える適切な年	イ刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健 康状態

(備考)

- 1「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。
- 2「該当する可能性のある情報の類型の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。
- 3「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。
- 4「刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康 状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」 は140年を目途とする。



閣議資料の利用審査・公開の流れ



国立公文書館所蔵資料の利用制限に関する国際比較

	国立公人書館所蔵資料の利用制限に関する国際比較 カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・						
公開原則	アメリカ 作成から 30年 経過後 【合衆国法典(USC)第44編§2108 (a)、合衆国 行政命令集(CFR)第36編§1235.32】	イギリス 2000年情報自由法(FOIA)において、作成翌年 から起算して 20年 経過後、歴史的記録となることを規定。歴史的記録となって以降、利用制限 が緩和される。 【FOIA第62条(1)、63条(1)】 2010年憲法改革及び統治法(CRGA)により30 年原則から20年原則に改正(2013年から10年 かけて20年原則に移行)。【CRGA第45, 46条】		ドイツ 作成から <u>30年</u> 経過後原則公開 【連邦公文書法、以下同じ。第5条(1)項】	オーストラリア 2010年改正により、30年原則か620年原則(作成された年から21年後の1月1日に公開)に短縮。今後10年かけて移行することとし、具体的に公開時期を規定。 【公文書館法第3条(7)】	文書管理法第16条第2項)	
個人に関する情報	・情報自由法(FOIA)適用除外条項5 USC 552(b)(6)の規定に従い、生存レている個人のプライバシーを侵害するおそれのある記録を制限。・ただし、1)すでに過去に公開されている情報、及び2)発生後75年経過上た事象に関するものは公開。・米国国立公文書記録管理院(NARA)長官は、プライバシーを侵害するおそれがなくなる十分な期間が経過したと判断した場合、及び研究目的の利用についても利用制限を解除できる。【36 CFR § 1256.56】	生存している個人を特定しうる情報については、データ保護法の規定に準じつつ開示を制限。 【FOIA第40条】	・出生届・婚姻届: 75年経過後、当該個人の死亡から25年終過後、のどちらか早いほうの時点で公開 [1213-2条 1, 4°]・未成年者に関わる文書/国防の秘密のうち、公開によって個人が特定される、又は容易に識別可能な人物の安全を侵害する可能性がある文書/個人の性的生活の秘密を侵害する判決及び裁決の執行、警察調書: 100年終過後、のどちらか早いほうの時点で公開 [1213-2条 1, 5°]・医療に関する記録: 当該個人の死後25年、又は死亡目が判明しない場合、当該個人の出生後10年 [1213-2条 1, 5°]	【第5条(1)項】			
法人等に関する情報	FOIA適用除外条項5 USC 552(b)(4)の規定に従い利用を制限。ただし、情報提供者の合意、あるいはNARA長官が情報を公開しても情報提供者に実体的な競合上の危害がないだけの十分な時間(目安10年以上)が経過したと判断した場合公開【CFR§1250.82、1256.56】	20年(歴史的記録となった時点)でFOIA適用除外を解除	商業・産業上の秘密: 25年経過後 に公開 [L213-2条 I, 1°]				
国の安全等に関する情報	・大統領令で指定された国家機密情報:不開示	・国家安全保障情報について、情報自由法の適用除外が歴史的記録となって以後いつまで有効かについては、事案ごとに個別に判断する。 【法務省情報自由法適用除外情報ガイダンス24 国家安全保障】	家安全保障: 50年経過後に公開 【L213-2条 I, 3°】				
	FOIA適用除外条項5 USC 552(b)(7)の規定に従い利用を制限。ただし、NARA長官が情報を公開しても個人に危害が及ばない、あるいは公開することによる公益が機密を保つことによる公益を上回ると判断した場合は公開 [36 CFR § 1256.58]	きに関するもの:20年(歴史的記録となった時	・公的安全、個人の安全又は私的生活の保護: 50年経過後(公開 【L213-2条 I, 3° 】 ・司法警察の部局によって実施された調査に関する文書: 75年経過後、当該個人の死亡から 25年経過後、のどちらか早い方の時点で公開 【L213-2条 I, 4° 】				
事務事業に関する情報(監査検 査等情報、国等	FOIA適用除外条項5 USC 552(b)(2)(5)の規定 に従い利用を制限。ただし、NARA長官が情報 を公開しても十分な時間の経過により、他の法 律の規定と矛盾せず、各機関のプログラム・シ ステム・施設運営等を侵害するおそれがないと 判断した特定の記録は公開 【36 CFR § 1256.48、1256.54】	政府の政策立案等、公務の実効ある処理の阻 書の恐れのある情報: 20年(歴史的記録となっ た時点)でFOIA適用除外を解除 【FOIA第63条(1)】	政府及び執行権に属する責任ある当局の審議 上の秘密:文書の日付又はファイル中の最新の 文書の日付から、 25年経過後 に公開 [L213-2条 I, 1°]				
	大統領が主宰する閣議の記録は、大統領記録の一部としてNARAに属する各大統領図書館が所蔵。大統領記録法、大統領令等の規定に基づき公開。				閣議議事録:作成された年から31年後の1月1日 に公開)2010年改正により、50年原則から30 年原則(作成された年から31年後の1月1日に公開)に短縮。今後10年かけて移行することとし、 具体的に公開時期を規定。 【公文書館法第22条4】 *現在、1965年までの記録が公開されている。 1950~53年の手書き議事録は文字起こししたも のを国立公文書館中で公開。 http://www.naa.gov.au/collection/explore/cabi net/notebooks/index.aspx#section4		
	·国勢調査及び統計調査により取得された記 録: <u>72年</u> で公開 [44 USC 2108(b)、36 CFR§1256.28]	・国王による栄典授与情報は60年経過後に FOIA適用除外を解除。 【FOIA第63条(3)】	・大量破壊兵器(核・生物・化学・パクテリア兵器)を着想、製造、使用を可能にし、保管場所を明らかにする公文書: 非公開 【文化遺産法典L213-2条 II】	・法律で守秘義務等が課されている情報は作成から60年経過後公開。【第5条(3)項】	・国勢調査記録:99年経過後に公開 【公文書館法第22条B】		